

## 文京区特別区税条例等の一部を改正する条例案の主な内容

## 1 改正理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正等に伴い、文京区特別区税条例（昭和 39 年 12 月文京区条例第 44 号）等の規定を整備する。

## 2 改正内容

## (1) 文京区特別区税条例の改正

## ア 非課税範囲の見直し

事項	改正内容
1 第 10 条第 1 項 (改正) (区民税の非課税の範囲)	① 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件について、前年の合計所得金額を 125 万円以下から 135 万円以下に引き上げる。 ② 前年の合計所得金額 135 万円以下の「単身児童扶養者」※を非課税措置の対象に加える。 ※「単身児童扶養者」…児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者をいう。以下同じ
2 第 10 条第 2 項 (改正) (区民税均等割の非課税限度額)	均等割非課税の限度額を 10 万円引き上げる。 (同一生計配偶者＋扶養＋1)×35 万円＋21 万円 <u>＋10 万円</u>
3 付則第 2 条の 2 の 2 (改正) (区民税の所得割の非課税の範囲等)	所得割非課税の限度額を 10 万円引き上げる。 (同一生計配偶者＋扶養＋1)×35 万円＋32 万円 <u>＋10 万円</u>

## イ 基礎控除及び調整控除の見直し

事項	改正内容
4 第 17 条 (改正) (所得控除)	前年の合計所得金額が 2,500 万円超の所得割の納税義務者については、基礎控除及び調整控除を適用しないこととする。
5 第 19 条 (改正) (調整控除)	

ウ 扶養親族等申告書の記載事項の追加

事項	改正内容
6 第 24 条の 2 (改正) (区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)	給与所得者又は公的年金等受給者が「単身児童扶養者」※に該当する場合は、扶養親族申告書にその旨を記載し、申告することとする。
7 第 24 条の 3 (改正) (区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)	

※ その他第 23 条及び第 25 条について、文言及び引用条文の整備を行う。

エ 住宅借入金等特別税額控除の拡充

事項	改正内容
8 付則第 3 条の 5 の 2 (改正) (区民税の住宅借入金等特別税額控除)	<p>① 消費税率 10%が適用される住宅取得等（居住開始年月日が令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの場合に限る。）に係る住宅ローン控除の適用について、控除期間を現行の 10 年間で 13 年間に延長する（適用される区民税の年度を「令和 15 年度」までとする。）。</p> <p>② 納税通知書が送達される時までに提出された申告書に、住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とする。</p>

オ 寄附金税額控除（ふるさと納税制度）の見直し

事項	改正内容
9 第 19 条の 2 (改正) (寄附金税額控除)	寄附金税額控除に係る特例控除額（ふるさと納税）の措置の対象を総務大臣が指定する特例控除対象寄附金とする。
10 付則第 5 条 (改正) (区民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)	<p>① 申告特例（ワンストップ特例）の対象を特例控除対象寄附金とする。</p> <p>② 特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書が送付されたときに、申告特例控除額の適用があるものとする。</p>
11 付則第 5 条の 2 (改正)	

※ その他付則第 3 条の 6 について、引用条文の整備を行う。

カ 軽自動車税の環境性能割の見直し

事項	改正内容
12 付則第5条の3の2 (改正) (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)	窒素酸化物排出量等基準に関する申請を行った者等による不正行為に起因し、軽自動車税の環境性能割の額に不足税額があることが納期限後に判明した場合は、当該申請者等を当該不足税額に係る三輪以上の軽自動車について申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなし、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。この場合に納付すべき額は、不足税額に10%を乗じて計算した金額を加算した額とする。
13 付則第5条の7 (改正) (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)	令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車については、軽自動車税の環境性能割の税率を1%軽減する。(別紙1参照)

キ 軽自動車税の種別割(グリーン化特例)の見直し

事項	改正内容
14 付則第6条 (改正) (軽自動車税の種別割の税率の特例)	① 現行のグリーン化特例(軽課)の適用期限を現行の令和元年度から令和3年度まで2年間延長する。 (別表2参照) ② 初回車両番号の指定を令和3年4月1日から令和4年3月31日まで受けた軽自動車(自家用乗用車に限る。)について、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に限り、当該指定の翌年度の軽自動車税種別割を軽減する。(別表2参照)
15 付則第6条の2 (新設) (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)	窒素酸化物排出量等基準に関する申請を行った者等による不正行為に起因し、軽自動車税の種別割の額に不足税額があることが納期限後に判明した場合は、当該申請者等を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなし、軽自動車税の種別割に関する規定を適用する。この場合に納付すべき額は、不足税額に10%を乗じて計算した金額を加算した額とする。

(2) 文京区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成29年3月文京区条例第6号)

第2条のうち、付則第6条第1項の改正文について、文言等の整備を行う。

(3) その他元号改正に伴い、以下の条例・条文について、文言等の整備を行う。

ア 文京区特別区税条例(昭和39年12月文京区条例第44号)

- 付則第3条、第4条第1項、第11条第1項及び第2項並びに第15条第1項
- イ 文京区特別区税条例の一部を改正する条例（平成27年10月文京区条例第41号）  
付則第3条第2項第3号、第13項及び第14項
- ウ 文京区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成29年3月文京区条例第6号）  
付則第1条第2号及び第3条第2項
- エ 文京区特別区税条例の一部を改正する条例（平成29年10月文京区条例第22号）  
付則第2条第2項
- オ 文京区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成30年6月文京区条例第29号）  
付則第1条（第1号を除く。）、第2条、第6条及び第8条

### 3 施行期日

#### (1) 文京区特別区税条例の改正

- |           |   |
|-----------|---|
| 公布の日      | 事項8（付則第3条の5の2）、元号改正に伴う文言整備（付則第3条、第4条第1項、第11条第1項及び第2項、第15条第1項） |
| 令和元年6月1日  | 事項9から事項11まで（第19条の2、付則第5条及び第5条の2）、その他（付則第3条の6）                 |
| 令和元年10月1日 | 事項12から事項13まで、事項14①及び事項15（付則第5条の3の2、第5条の7、第6条及び第6条の2）          |
| 令和2年1月1日  | 事項6及び事項7（第23条の2及び第24条の3）、その他（第23条及び第25条）                      |
| 令和3年1月1日  | 事項1から事項5まで（第10条、第17条、第19条及び付則第2条の2の2）                         |
| 令和3年4月1日  | 事項14②（付則第6条）  |

#### (2) 一部改正条例の改正

元号改正に伴う文言整備を含め、全て公布の日

【別表 1】

軽自動車（三輪以上）の車種区分	税率	臨時的軽減
電気自動車・天然ガス自動車・2020年燃費基準+10%達成	非課税	非課税
2020年燃費基準達成	1%	非課税
上記以外の軽自動車	2%	1%

【別表 2】

グリーン化特例（付則第6条）

		本則	軽減		
環境性能		/	電気自動車 天然ガス自動車 （平成21年天然 ガス車基準より 10%以上窒素酸 化物が少ないも の又は平成30年 排出ガス規制に 適合するもの）	ガソリン自動車 （平成17年排出ガス基準75%低減 達成車又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成車）	
				（乗用） 2020年度燃費基 準+30%以上	（乗用） 2020年度燃費基 準+10%以上
四 輪 以 上	乗用・自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	乗用・営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用・自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
	貨物用・営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円

初回車両番号の指定を令和3年4月1日から令和4年3月31日までに受けた軽自動車（自家用乗用車に限る。）については、適用対象を電気自動車、天然ガス自動車に限る。